

平成27年第1回伊賀市議会（定例会）

【会期：平成27年3月3日～3月25日】

●市長提出議案（当初予算関係）

議案番号	件名	概要	議決結果
1	平成27年度伊賀市一般会計予算	<p>一般会計では、435億2088万3000円となり、前年度に比べ、1.5%、6億6098万9000円の増となっている。消防本部新庁舎整備事業や人事院勧告による職員人件費の増額などにより予算規模が増加している。</p> <p>特別会計では、国民健康保険事業特別会計など9特別会計で、前年度に比べ、9.0%増の244億9072万9000円となっている。これは、国民健康保険事業特別会計事業勘定で保険財政共同安定化事業の対象医療費の拡大に伴う全体事業費の増加と、農業集落排水事業特別会計で山田南地区の建設改良事業が始まり建設改良費が増額になったことなどによるものである。</p> <p>企業会計では、病院事業会計、水道事業会計を合わせて103億9314万2000円となり、前年度比2.3%増となっている。</p> <p>財産区特別会計については、島ヶ原財産区、大山田財産区の二つの特別会計を合わせて12.5%減の4586万2000円となっている。</p> <p>以上、平成27年度の全会計の総額は、前年度比3.9%、予算額で29億1564万4000円増の784億5061万6000円となっている。</p>	原案可決
2	平成27年度伊賀市国民健康保険事業特別会計予算		原案可決
3	平成27年度伊賀市住宅新築資金等貸付特別会計予算		原案可決
4	平成27年度伊賀市駐車場事業特別会計予算		原案可決
5	平成27年度伊賀市介護保険事業特別会計予算		原案可決
6	平成27年度伊賀市農業集落排水事業特別会計予算		原案可決
7	平成27年度伊賀市公共下水道事業特別会計予算		原案可決
8	平成27年度伊賀市浄化槽事業特別会計予算		原案可決
9	平成27年度伊賀市サービスエリア特別会計予算		原案可決
10	平成27年度伊賀市後期高齢者医療特別会計予算		原案可決
11	平成27年度伊賀市病院事業会計予算		原案可決
12	平成27年度伊賀市水道事業会計予算		原案可決
13	平成27年度伊賀市島ヶ原財産区特別会計予算		原案可決
14	平成27年度伊賀市大山田財産区特別会計予算		原案可決

●市長提出議案（補正予算関係）

議案番号	件名	概要	議決結果
15	平成26年度三重県伊賀市一般会計補正予算（第8号）	<p>各会計を通じてそれぞれ決算見込みによる予算補正を中心に行っている。</p> <p>一般会計、9特別会計、2企業会計、2財産区特別会計を合わせて、2億8957万4000円の減額を行い、補正後の全会計の予算総額を822億1332万1000円にしようとするものである。</p>	原案可決
16	平成26年度三重県伊賀市国民健康保険事業特別会計補正予算（第5号）		原案可決
17	平成26年度三重県伊賀市住宅新築資金等貸付特別会計補正予算（第3号）		原案可決
18	平成26年度三重県伊賀市駐車場事業特別会計補正予算（第2号）		原案可決
19	平成26年度三重県伊賀市介護保険事業特別会計補正予算（第2号）		原案可決
20	平成26年度三重県伊賀市農業集落排水事業特別会計補正予算（第3号）		原案可決

21	平成 26 年度三重県伊賀市公共下水道事業特別会計補正予算（第 3 号）		原案可決
22	平成 26 年度三重県伊賀市浄化槽事業特別会計補正予算（第 2 号）		原案可決
23	平成 26 年度三重県伊賀市サービスエリア特別会計補正予算（第 1 号）		原案可決
24	平成 26 年度三重県伊賀市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 3 号）		原案可決
25	平成 26 年度三重県伊賀市病院事業会計補正予算（第 3 号）		原案可決
26	平成 26 年度三重県伊賀市水道事業会計補正予算（第 3 号）		原案可決
27	平成 26 年度三重県伊賀市島ヶ原財産区特別会計補正予算（第 1 号）		原案可決
28	平成 26 年度三重県伊賀市大山田財産区特別会計補正予算（第 1 号）		原案可決

●市長提出議案（予算関係議案を除く。）

議案 番号	件 名	概 要	議決 結果
29	伊賀市審議会等の見直し方針に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について	<p>【提案理由】「伊賀市審議会等の見直し方針」に基づき、開催実績がなく今後も開催の予定がない審議会を廃止し、類似する審議会に機能集約が可能なものをまとめるなど、関係条例を改正又は廃止する。</p> <p>○統合又は廃止するもの 隣保館運営審議会、児童館運営審議会、道路等愛称名検討委員会、教育集会所運営審議会、まえがわ共同作業所協議会、いがまち人権センター運営審議会、ライトピアおおやまだ運営審議会、青山文化センター運営審議会、交通安全対策会議、障がい者福祉計画策定委員会</p> <p>○委員数を削減するもの 同和施策審議会、環境審議会</p> <p>【施行期日】平成 27 年 4 月 1 日（いがまち人権センター運営審議会、ライトピアおおやまだ運営審議会、青山文化センター運営審議会は平成 28 年 4 月 1 日）</p>	原案可決
30	地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について	<p>【提案理由】「地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律」が公布され、教育委員会委員長と教育長を一本化した特別職の新教育長を置き、市長が総合教育会議を設置するなど、新しい教育委員会制度が本年 4 月 1 日から施行されることに伴い、関係条例の改正を行う。</p> <p>【改正する条例】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・委員会の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例 ・伊賀市教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例 ・伊賀市職員等公益通報条例 	原案可決

		<ul style="list-style-type: none"> ・伊賀市教育行政評価委員会の設置に関する条例 ・伊賀市教育に関する事務の職務権限の特例に関する条例 <p>【施行期日】平成27年4月1日</p>	
31	伊賀市名誉市民選考・表彰審査委員会設置条例の制定について	<p>【提案理由】名誉市民選考委員会と表彰審査委員会は、関連性も高く、行財政改革の面においても効率化を図る必要があることから、「伊賀市審議会等の見直し方針」に基づき2つの委員会を統合し、名誉市民選考・表彰審査委員会を設置するため、条例を制定する。</p> <p>【条例の内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・委員会の所掌事務、組織、会議等を規定する。 ・附則において、それぞれの委員会に係る規定を削るため、名誉市民条例と表彰条例の一部を改正する。 <p>【施行期日】平成27年4月1日</p>	原案可決
32	伊賀市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担に関する条例の制定について	<p>【提案理由】子ども・子育て支援法の施行に伴い、幼稚園及び保育所などの特定教育・保育施設及び特定地域型保育施設の利用者負担に関する規定を定めるため、条例を制定する。</p> <p>【条例の内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特定教育・保育施設及び特定地域型保育施設の保育料等を規定する。 ・保育料に係る規定を削るため、附則において保育所条例及び幼稚園条例の一部を改正する。 <p>【施行期日】平成27年4月1日</p>	原案可決
33	伊賀市地域包括支援センターの人員及び運営に関する基準を定める条例の制定について	<p>【提案理由】「地域の自主性及び自立性を高める改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」（第3次地域主権一括法）の施行により、地域包括支援センターの人員及び運営に関する基準を定めるため条例を制定する。</p> <p>【条例の内容】地域包括支援センターの人員及び運営に関する基準について、厚生労働省令で定める基準に従い条例で定める。</p> <p>【施行期日】平成27年4月1日</p>	原案可決
34	伊賀市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の制定について	<p>【提案理由】「地域の自主性及び自立性を高める改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」（第3次地域主権一括法）の施行により、指定介護予防支援事業者が有する従業者の員数に関する基準及び介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定めるため条例を制定する。</p> <p>【条例の内容】指定介護予防支援事業者が有する従業者の員数に関する基準及び介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等について、厚生労働省令で定める基準に従い条例で定める。</p> <p>【施行期日】平成27年4月1日</p>	原案可決

35	伊賀市行政手続条例の一部改正について	<p>【改正理由】 行政手続法の一部を改正する法律が本年4月1日に施行されることに伴い本条例の一部を改正する。</p> <p>【改正内容】</p> <p>①次の規定を追加する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・行政指導の方式：行政機関が許認可等をする権限又は許認可等に基づく処分をする権限を行使する際には、その根拠を示さなければならない。 ・行政指導の中止等の求め：法律の要件に適合しない行政指導の中止等を求めることができる。 ・処分等の求め：法令に違反する事実の是正のための処分又は行政指導を求めることができる。 <p>②引用している行政手続条例の条番号を改めるため、附則にて伊賀市市税条例の一部改正を行う。</p> <p>【施行期日】 平成27年4月1日</p>	原案可決																			
36	伊賀市公告式条例の一部改正について	<p>【改正理由】 条例等を公布するための掲示場は市内に36箇所あるが、他市と比較すると群を抜いて多いため、事務の効率化の観点からも削減する。</p> <p>【改正内容】 掲示場を本庁前と各支所前の6箇所に削減する。</p> <p>【施行期日】 平成27年4月1日</p>	原案可決																			
37	伊賀市職員定数条例の一部改正について	<p>【改正理由】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・伊賀市定員管理方針に基づき職員定数を改定する。 ・地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正に伴い、一般職の定義を改める。 <p>【改正内容】</p> <table border="1" data-bbox="837 995 1823 1251"> <thead> <tr> <th colspan="2" style="text-align: center;">区 分</th> <th style="text-align: center;">改正前</th> <th style="text-align: center;">改正後</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">市長の事務部局の職員</td> <td>上野総合市民病院の職員</td> <td style="text-align: center;">215人</td> <td style="text-align: center;">230人</td> </tr> <tr> <td>上野総合市民病院以外の職員</td> <td style="text-align: center;">734人</td> <td style="text-align: center;">702人</td> </tr> <tr> <td colspan="2">教育委員会の事務部局、教育委員会の所管に属する学校及び学校以外の教育機関の職員</td> <td style="text-align: center;">128人</td> <td style="text-align: center;">114人</td> </tr> <tr> <td colspan="2">水道事業の職員</td> <td style="text-align: center;">52人</td> <td style="text-align: center;">41人</td> </tr> </tbody> </table> <p>【施行期日】 平成27年4月1日</p>	区 分		改正前	改正後	市長の事務部局の職員	上野総合市民病院の職員	215人	230人	上野総合市民病院以外の職員	734人	702人	教育委員会の事務部局、教育委員会の所管に属する学校及び学校以外の教育機関の職員		128人	114人	水道事業の職員		52人	41人	原案可決
区 分		改正前	改正後																			
市長の事務部局の職員	上野総合市民病院の職員	215人	230人																			
	上野総合市民病院以外の職員	734人	702人																			
教育委員会の事務部局、教育委員会の所管に属する学校及び学校以外の教育機関の職員		128人	114人																			
水道事業の職員		52人	41人																			
38	伊賀市職員の給与に関する条例及び伊賀市職員の退職手当に関する条例の一部改正について	<p>【改正理由】</p> <p>①伊賀市職員の給与に関する条例 平成26年人事院勧告により、世代間の給与配分のあり方を見直す必要が生じたことから、給</p>	原案可決																			

		<p>料表等の見直しを行う。</p> <p>②伊賀市職員の退職手当に関する条例 職員の給料表の引き下げに伴い、それを算定基礎とする退職手当の支給水準が低下することとなるため、退職手当の調整額の改定を行う。</p> <p>【改正内容】</p> <p>①給料表の水準を平均2%引き下げ、各手当についても人事院勧告に準じて所要の改正を行う。</p> <p>②退職手当水準を確保するため、調整額を人事院勧告に準じて見直す。</p> <p>【施行期日】 一部を除き平成27年4月1日</p>	
39	伊賀市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正について	<p>【改正理由及び内容】</p> <p>①救急救命士の確保のため、採用時に救急救命士の資格を取得している職員が月に10日以上勤務した場合、勤務年数10年までに限り、その勤務年数に応じ救急救命士確保手当を支給する。</p> <p>②旧障害者自立支援法及び児童福祉法の改正により障害児通所給付に係る根拠法令が、障害者自立支援法から児童福祉法に変更されたため、社会福祉事務従事手当に係る勤務内容の根拠法令に児童福祉法を加える。</p> <p>【施行期日】 ①平成27年4月1日</p>	原案可決
40	伊賀市総合計画審議会条例の一部改正について	<p>【改正理由】 「伊賀市審議会等の見直し方針」を踏まえ、これまで4つの審議会で所掌していた内容を総合計画審議会へ集約する。</p> <p>【改正内容】</p> <p>①総合計画審議会の所掌事務に総合計画の進行管理、評価、自治基本条例の見直し等を加える。</p> <p>②委員の任期を2年と定める。</p> <p>③委員定数を「25人」から「15人」に削減する。</p> <p>④附則において次の条例を廃止する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・伊賀市行財政改革推進委員会条例 ・伊賀市総合計画推進委員会条例 ・伊賀市自治基本条例推進会議条例 <p>【施行期日】 平成27年4月1日</p>	原案可決
41	伊賀市体育施設条例の一部を改正する条例の一部改正について	<p>【改正理由及び内容】 青山上津体育館及び青山上津グラウンドの指定管理期間満了に当たり、施設の管理体制を再検討した結果、施設の稼働率が向上する見込みがなく、指定管理施設としてなじまないことから、来年度から市の直営施設として管理運営するため、未施行の一部改正条例の改正を行う。</p> <p>【施行期日】 公布の日</p>	原案可決

42	島ヶ原ふれあいの里の設置及び管理に関する条例の一部改正について	【改正理由及び内容】 島ヶ原温泉やぶっちゃと大山田温泉さるびのは、現在3年の指定管理期間としているが、両施設とも経営状況が厳しく、多額の指定管理料を必要としている。公共施設最適化計画においても温泉施設は縮小の方向性を示していることから、抜本的な改善策を実施するために必要な期間として、指定管理期間を暫定的に1年に改める。 【施行期日】 平成27年4月1日	原案 可決
43	伊賀市温泉活用施設の設置及び管理に関する条例の一部改正について		原案 可決
44	伊賀市介護保険条例の一部改正について	【改正理由及び内容】 平成27年度は介護保険法に基づく介護保険料率の改定の年に当たることから、平成27年度から平成29年度までの3年間の介護保険料率を定める。 【施行期日】 平成27年4月1日	原案 可決
45	伊賀市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部改正について	【改正理由及び内容】 介護保険法の一部改正により、本条例において引用している介護保険法の条番号を改正する。 【施行期日】 平成27年4月1日	原案 可決
46	史跡旧崇廣堂の設置及び管理に関する条例等の一部改正について	【改正理由】 施設の維持管理経費の節減を図るため、次の4施設において新たに休館日を設けるなど所要の改正を行う。 史跡崇廣堂、旧小田小学校本館、城之越遺跡、入交家住宅 【改正内容】 ・火曜日を休館日とする。 ・「崇廣堂」の表記を文化財指定名称に合わせ「崇広堂」に改める 【施行期日】 平成27年4月1日	原案 可決
47	伊賀市立上野総合市民病院事業の設置等に関する条例の一部改正について	【改正理由及び内容】 新たに医師が着任すること等により次の診療科を設置する。 ペインクリニック内科、腫瘍内科、消化器・肝臓内科 【施行期日】 平成27年4月1日（ペインクリニック内科の設置は平成27年1月1日から適用）	原案 可決
48	伊賀市手数料条例の一部改正について	【改正理由及び内容】 「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律」の一部改正により、法律名が「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」に改正されることに伴い、法律名を引用している条文を改める。 【施行期日】 平成27年5月29日	原案 可決
49	伊賀市建築基準法等関係手数料条例の一部改正について	【改正理由及び内容】 ①建築基準法の一部改正により、構造計算適合性判定制度が見直され、市を通さず建築主から指定構造計算適合判定機関に直接申請することとなったことため、当該手数料を削る。	原案 可決

		<p>②長期優良住宅建築等計画の認定申請について、技術的審査による適合証に加えて、設計住宅性能評価書の添付による認定審査が追加されたため、手数料を追加する。</p> <p>③長期優良住宅建築等計画の変更認定申請及び地位継承の承認認定申請について、手数料を追加する。</p> <p>【施行期日】 ①平成27年6月1日 ②平成27年4月1日 ③平成27年7月1日</p>	
50	伊賀市公共施設最適化計画の策定について	<p>【提案理由】 昨年策定した公共施設最適化方針に基づき、より具体的な取り組みとして施設別の総量目標や地区別の複合化案などを定める伊賀市公共施設最適化計画を策定したため、伊賀市議会の議決すべき事件を定める条例の規定により議会の議決を求める。</p>	原案 可決
51	工事請負契約の締結について	<p>【提案理由】 電波法の改正により、消防救急無線をアナログからデジタルへ移行する消防救急デジタル無線整備工事について、工事請負契約を締結するため地方自治法第96条第1項第5号の規定に基づき議会の議決を求める。</p> <p>【内容】 契約金額：361,800,000円 契約の相手方：津市丸之内養正町4-8 株式会社エヌエイチケイアイテック津事業所 所長 伊藤 正己</p>	原案 可決
52	専決処分の承認について	<p>【提案理由】 合併前の旧伊賀町において、JR柘植駅前整備事業の一環として、柘植駅前の駐車場整備に対し支援し、当該支援額の75%を25年間にわたり毎年30万円ずつ償還するという協定を平成17年度に相手方と結んだ結果、平成17年度から平成24年度まで償還は行われたが、平成26年度になり債務不存在確認等の訴えが提起された。本市は、本件償還契約の定めに基づき、相手方に対し、支払うべき平成25年度分の償還金30万円の支払いを求める反訴を提起するため、地方自治法第179条第1項の規定に基づき専決処分したので、承認を求める。</p>	承認
53 54 55	指定管理者の指定について	<p>【提案理由】 指定管理期間が満了する3施設について、平成27年度の指定管理者を指定するため、地方自治法第244条の2第6項の規定により議決を求める。</p> <p>【対象施設】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・島ヶ原ふれあいの里 ・伊賀の国大山田温泉（ふれあいプラザさるびのを除く。） ・ふれあいプラザさるびの 	原案 可決
56	土地の処分について	<p>【提案理由】 民間へ売却処分するため土地開発公社から取得した土地について、公募型プロポーザルにより売却の相手方が決定したため、地方自治法第96条第1項第8号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定に基づき議会の議決を求</p>	原案 可決

		める。 売却する土地：伊賀市平野西町1番1 19,795.17 m ² 売却価格：650,000,000 円 売却の相手方：伊賀市四十九町1294番地 伊賀北部農業協同組合	
57	訴えの変更について	【提案理由】旧伊賀町の柘植駅前駐車場整備に係る債務不存在確認等請求事件に関する反訴について、請求の趣旨を追加的に変更するため、地方自治法第96条第1項第12号の規定に基づき、議会の議決を求める。	原案 可決
58	教育長の任命について	【提案理由】地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う新しい教育委員会制度による教育長を任命するため、議会の同意を求める。 候補者：野口 俊史氏 任 期：平成27年4月1日から3年間	同意

●議員提出議案

発議 番号	件 名	概 要	議決 結果
1	伊賀市議会の議決すべき事件を定める条例の一部改正について	【提出者】市川岳人、田中 覚、福田香織、森川 徹、中谷一彦 【改正の理由及び内容】地方自治法の改正により、市町村の基本構想策定義務が削除され、議会の議決を必須とする規定がなくなったが、「基本構想」と「再生計画」は、市の総合的かつ計画的な行政の運営を図るうえで重要なものであるため、計画の期間に関わらず、地方自治法第96条第2項の規定に基づき、議事機関としての議会の機能強化を図るべく議決事件に加える。 また、これまでは計画等の策定及び変更のみを議決事件の対象としてきたが、途中で廃止する場合についても対象とする。 【施行期日】平成27年4月1日	原案 可決
2	庁舎整備特別委員会の調査事項の変更について	【提出者】中谷一彦、市川岳人、福岡正康、生中正嗣、上田宗久、中井洗一、森岡昭二 【変更内容】平成25年6月26日に『市民の安心・安全な暮らしを支える庁舎の整備に関して、長期的展望に立った計画となるよう、利便性を勘案した位置や規模、資金計画をはじめ、本庁と支所のあり方等について調査を行う。』として設置された、本委員会の調査事項に『今後の賑わい創出に向けた現庁舎地の利活用』を加える。 【変更日】平成27年3月13日	原案 可決
3	伊賀市議会委員会条例の一部改正について	【提出者】上田宗久、赤堀久実、嶋岡壯吉、岩田佐俊、森岡昭二 【改正の理由及び内容】先の第186回通常国会において、教育委員長と教育長を一本化した新たな責任者	原案 可決

		<p>(新教育長)を置くことなどを内容とする「地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律」と併せ、地方自治法第121条(長及び委員長等の出席義務)が改正されたため、伊賀市議会委員会条例第21条中「教育委員会の委員長」を「教育長」に改める。</p> <p>【施行期日】平成27年4月1日</p>	
4	ドクターヘリの安定的な事業継続に対する支援を求める意見書の提出について	<p>【提出者】赤堀久実、嶋岡壯吉、上田宗久、岩田佐俊、森岡昭二</p> <p>現在、ドクターヘリは、全国で36道府県に44機が導入され、医師が救急現場で直ちに医療を開始できる上、搬送時間が短縮されることから、救命率の向上や後遺症の軽減に大きな成果を挙げている。</p> <p>ドクターヘリの運航経費については、厚生労働省による医療提供体制推進事業費補助金により、運営主体に対して財政支援が図られている。ドクターヘリは、地域によって出動件数や飛行距離に差異が生じることから、補助金の算定に当たっては地域の実態を的確に反映したものとすることが不可欠である。</p> <p>加えて、平成20年度に約5,600件であった全国のドクターヘリの出動件数は、平成25年度には20,000件を超え、著しく増加している。年々増加する出動件数に対して補助金の基準額を適切なものとするよう更なる精査が必要である。</p> <p>救急医療体制において、ドクターヘリは必要不可欠であり、事業を安全に安定して継続していくためには、実態をよく踏まえた上で、基準額を設定することが求められる。</p> <p>また、近年、ヘリコプター操縦士の高齢化が進んでおり、国内における操縦士の養成規模が小さいため、今後退職に伴う操縦士不足が事業運営に支障を来すおそれがある。</p> <p>よって、国においては、将来にわたってドクターヘリを安定して運用していくために、下記の事項を実施するよう強く要望する。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1 医療提供体制推進事業費補助金の基準が、事業運営の実態に即したものとなっているかを検証し、算定方法及び基準額の改善を図るとともに、財源の確保に努めること。</p> <p>2 ドクターヘリの安全・安定的な事業継続のために、操縦士をはじめとするドクターヘリ運航従事者の育成・確保に対して必要な支援を行うこと。</p> <p>以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。</p> <p>【提出先：内閣総理大臣、総務大臣、国土交通大臣、厚生労働大臣】</p>	原案 可決
5	議案第1号 平成27年度伊賀市一般会計予算に対する附帯決議について	<p>【提出者】市川岳人、赤堀久実、嶋岡壯吉、福田香織、森川 徹、生中正嗣、上田宗久、近森正利、中井洸一、中谷一彦、森 正敏、北出忠良、空森栄幸、岩田佐俊、中岡久徳</p> <p>指定管理者の指定期間を暫定的に1年間とした大山田温泉さるびのについては、今後の市の温泉施設のあり方を検討するうえで、運営状況に注視していく必要があるため、当該年度、議会に対し3ヶ月ごとに収支の状況に関する報告を求める。</p>	原案 可決

6	議案第 11 号 平成 27 年度伊賀市病院事業会計予算に対する附帯決議について	<p>【提出者】 森川 徹、赤堀久実、市川岳人、嶋岡壯吉、福田香織、生中正嗣、上田宗久、近森正利、中井洸一、中谷一彦、森 正敏、北出忠良、空森栄幸、岩田佐俊、中岡久徳</p> <p>上野総合市民病院は、厳しい経営状況が続いており、平成 26 年度決算が前年度比で大幅に悪化することが見込まれている。</p> <p>今後、病院経営の改善、病院の再生に向けた取り組みを進めていくうえで、病院の経営状況に注視していく必要があるため、当該年度、議会に対し 2 ヶ月ごとに収支の状況に関する報告を求める。</p>	原案 可決
---	--	---	----------

●請願

受理 番号	件 名	要 旨	議決 結果
21	集団的自衛権行使を容認した「閣議決定」を撤回し、立法化に反対することについて	<p>【請願者】 伊賀市緑ヶ丘西町 2 5 5 7 - 1 伊賀九条の会 代表世話人 今高一三</p> <p>日本国憲法は過去の悲惨な侵略戦争と軍国主義の政治を反省し、平和と民主主義を願う人々の切実な声を基礎にして生まれました。とくに、憲法第 9 条は「戦争の放棄、戦力および交戦権の否認」を定め、国内でも世界でも多くの人々の支持を集めています。</p> <p>したがって、今日まで日本は国際紛争は軍力ではなく話し合いで解決すると決め、歴代内閣も日本が攻撃されていないのに他国に武力で協力する集団的自衛権の行使は認めてきませんでした。それを昨年 7 月 1 日、周辺国との緊張が高まったとして、行使を認める閣議決定を行いました。</p> <p>集団的自衛権の行使容認は、根本的に日本の安全保障政策を大きく変えるものです。このような重大な国の進路の変更を一内閣の閣議決定で行うことは、「立法主義の否定」であると考えられます。私たち伊賀九条の会は、憲法第 9 条を守り生かすために様々な取り組みをしていますが、最近、多くの市民から現在の事態に対する不安の声を聞きます。</p> <p>戦争のない平和なアジアと世界を願う私たちは、憲法第 9 条を壊す集団的自衛権の行使を容認する解釈改憲を認めるわけにはいきません。したがって、下記事項について国に対し意見書を提出いただくよう求めます。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>請願事項</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 集団的自衛権行使を容認した「閣議決定」を撤回すること。 2. 集団的自衛権行使の立法化に反対すること。 	不採択